

地域の会 質問・意見書

日付：令和7年5月20日

氏名：星野 俊彦

に対する 質問 ・ 意見（いずれか○）

●この間の定例会では気にかかる問題点が連続して、その都度タイムリーに質問する事が出来なかったので、取り敢えず一番気がかりな以下の事について文書による回答をお願い致します。

地下式フィルターベントについての経過

・泉田裕彦知事は東京電力の「規制基準適合審査」への申請について平成25年9月26日付で条件を付けて承認しました。この承認については「ただし、ベント操作による住民の被ばくが許容できないと明らかになった場合又はフィルターベント設備の設置に関して安全協定第3条に基づく協議が整わないと明らかになった場合、この承認を無効とします」としています。

・このフィルターベント設備について東京電力はその年の12月24日付で新潟県に対し「フィルターベント設備の概要」を提出し、その中で地上式フィルターベント設備に加えて地下式フィルターベント設備の採用を明記し、併せて、柏崎市と刈羽村に地下式フィルターベント設備に係る事前了解願いを提出したと表明しています。

・1年後の平成26年12月15日に東京電力は特定重大事故等対処施設（特重）の設置変更許可を申請し、8年後の令和4年8月17日に原子力規制委員会がこれを認可して東電は続く設計・工事計画の認可申請を繰り返して現在に至ります。

・この経過を経て、東電は今年2月27日に7号機の特重施設が経過措置満了日（10月13日）に完成出来ないと表明しました。地下式フィルターベント設備も間に合わないということになりました。

以下、質問です。

東京電力に対する質問

- 1 地下式フィルターベントを「特重」に取り込んで設置する事を決めたのは何時か？
- 2 地下式フィルターベント設備は「特重」内に設置するのか？
- 3 平成26年12月15日に「特重」の設置変更許可申請をするにあたり、新潟県・柏崎市・刈羽村の事前了解を得ているのか？
- 4 更に、現在7号機の「特重」が経過措置満了日に完成出来ない事態について、県・市・村の事前了解が必要ではないのか？

新潟県に対する質問

- 1 上記の泉田知事の承認の条件が守られていないと考えるがどうか？
- 2 東電は泉田知事に地下式フィルターベント設備の採用を約束した経緯から、地下式フィルターベント設備が完成しない状態での原発再稼働はあり得ないと思うがどうか？
- 3 平成26年12月の東電の「特重」設置変更許可申請に対して事前了解をしたのか？